

(民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議幹事会(第7回)資料)

## 知財裁判所のさらなる充実・強化を求める ～知財司法インフラの魅力向上に向けて～ (抄)

2019年10月30日

経団連知的財産委員会企画部会  
日本知的財産協会

### 4. 知財訴訟分野におけるIT技術の効果的活用

#### (1) 知財訴訟審理におけるIT化の導入

現在、政府で検討が進められている民事裁判手続のIT化については、特に知財紛争分野について、オンライン申立て、裁判記録の電子化、電子納付、ウェブ会議による審理等の早期実現のニーズがあることを踏まえ、迅速に検討を進めることが望まれる<sup>7</sup>。

#### (2) 知財訴訟を含む裁判情報のオープンデータ化

知財訴訟を含む幅広い分野の裁判情報を集積してオープンデータ化を図ることは、紛争解決の予測可能性を高め、裁判の信頼性向上にも資する<sup>8</sup>。ニーズを踏まえ、公開の在り方や可能な方策(匿名化、データベース化など)について、検討を進めることが望まれる。

---

<sup>7</sup> 法務省では、来年2月の法制審議会への諮問を目指し、現在、研究会に参加するなどして、IT化に伴う法制面の検討等を進めている。

<sup>8</sup> 現在も知財訴訟については、一定レベルの判決が最高裁のホームページ等で公開されている。